

2 週間満期預金商品説明書

(平成 27 年 7 月 27 日現在)

1. 商品名	2週間満期預金							
2. 販売対象	パワーフレックス口座をお持ちの個人のお客さま							
3. 預入期間	2週間とします。満期日は預入日の2週間後の応当日とします。 なお、お客さまからのお申出がない限り、原則として、自動継続のお取扱いとなります。							
4. 預入方法・取扱通貨・最低預入金額・預入単位	(1)預入方法 一括預入。ただし、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金からの振替入金に限ります。 (2)取扱通貨 円 (3)預入金額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>店頭による預入の場合</td> <td>100万円以上</td> </tr> <tr> <td>新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合</td> <td>100万円以上</td> </tr> <tr> <td>新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合</td> <td>50万円以上</td> </tr> </table> (4)預入単位 1円単位		店頭による預入の場合	100万円以上	新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	100万円以上	新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	50万円以上
店頭による預入の場合	100万円以上							
新生パワーコール(テレフォンバンキング)による預入の場合	100万円以上							
新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)による預入の場合	50万円以上							
5. 満期処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 税引後の利息を元金に組み入れ、同一の預入期間にてそのまま継続します(元利継続型)。 ● ただし、お客さまのお申し出により自動解約のお取り扱いができます。この場合、自動解約のお申出の直後に到来する満期日に、元金・利息ともお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金します(自動解約型)。 ● 満期処理方法の変更は、店頭では満期日の前銀行営業日の窓口営業終了時間まで、新生パワーコール(テレフォンバンキング)および新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)では満期日の前日までの受付とします。 							
6. 利息	(1)適用利率 <ul style="list-style-type: none"> ● 預入時の店頭表示の利率(約定利率)を満期日まで適用します。 ● 具体的な利率については、窓口または新生パワーコールなどにてお問い合わせください。 (2)利払頻度・支払方法 <ul style="list-style-type: none"> ● お客さまが選択された満期処理方法に応じ、満期日に一括して、上記5記載の方法により支払います。 (3)計算方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 預入日から満期日の前日までの日数につき、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。端数は切り捨てます。 							
7. 満期日以降の利息	満期日以降にお客さまに払い戻された元利金にかかる利息については、お客さまが選択された満期処理方法に応じて、次のとおり取り扱います。 元利継続型・・・継続期間に対応するこの預金の継続日における店頭表示の利率を自動継続後の満期日まで適用することにより計算され、その後も同様とします。利払頻度・支払方法、計算方法については、上記6をご参照ください。 自動解約型・・・お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金後、円普通預金利率を適用することにより計算されます。利払頻度、計算方法については、パワーフレックス口座の円普通預金の商品説明書をご参照ください。							
8. 中途解約の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日における店頭表示のパワーフレックス口座の円普通預金の利率のうち金額階層「1円以上、100万円未満」に適用される利率を当該解約日まで適用することにより計算された利息から税金を差し引いた金額を、当該解約日以降に、元本金額とともに、お客さまのパワーフレックス口座の円普通預金に入金することにより支払います。なお、預入日当日の解約は受付できません。							
9. 預金保険	預金保険の保護対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客さまが当行にお預け入れの他の定額保護預金と合算して、元本 1,000 万円までとその利息のみが保護されます。							
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	お取引についてのトラブルなどは、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。							

	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
11. 税金	<p>利息：源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。 詳しくは、お客さまご自身で公認会計士や税理士にご相談ください。</p>
12. 当座貸越サービス	<p>この預金は、「パワーフレックス口座円貨預金規定」で定める当座貸越にかかる担保預金の対象外です。</p>
13. その他参考となる事項	<p>相続や差押えなどにより、この預金が第三者に承継された場合でも、満期日前にこの預金が解約される場合には、上記8.に準じて処理されます。この預金のお預かり明細は、新生お取引レポートおよび新生パワーダイレクトの口座情報では、定期預金欄に表示されます。</p>
14. 注意事項	<p>店頭、新生パワーコール(テレフォンバンキング)、新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)等の受付窓口によっては、一部ご利用いただけないお手続きがあります。また、新生パワーダイレクト(インターネットバンキング)については、利用環境によって一部ご利用いただけないお手続きがあります。 詳しくは窓口または新生パワーコールなどにてお問い合わせいただくか、当行ホームページにてご確認ください。</p>
15. 取扱銀行	<p>株式会社新生銀行 東京都中央区日本橋室町2-4-3</p>
16. お問い合わせ先	<p>この書面をよくお読みいただき、ご不明な点等がございましたら、店頭または新生パワーコール ☎0120-456-860までお問い合わせください。</p>